

令和6年2月14日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長 高 井 康 之  
(公印省略)

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）

日頃は本会の学校保健事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび、標記の件につきまして、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長より、日本医師会長を通じて本職に別添1の通り周知依頼が参りました。

また、大阪府内の市町村教育委員会と府立学校においては、大阪府教育庁の所管課より別添2の通り通知されています。

新聞報道等では「着衣『可』」という見出しの記事が散見されましたが、その後、本会から日本医師会を通じて文部科学省へ質問を行うことや大阪府教育庁と調整するなどして、事実確認や対応の検討を行い、留意点を下記のとおり纏めました。

つきましては、貴会におかれましても、本趣旨をご理解いただくとともに、貴会会員へのご周知方をお願いいたします。また、地域の医師会や学校医に対して、教育委員会や学校側が健診の方法について相談があった際には、ご協力いただき、令和6年4月からの学校健診が円滑になされますよう、何卒、ご理解方をよろしくお願いいたします。

## 記

### 「学校と学校医」「都道府県と都道府県医師会」「市町村と地域の医師会」の連携

- ◆ 各学校における学校医との共通認識が十分に図られるよう、都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。(文部科学省)
- (市町村教育委員会は【以上、府医補足】) 必要に応じて地域の医師会と、検査・診察時を含め、具体的な検査・診察の方法等について、協議し、所管学校園へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。(大阪府)
- 正確な診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校と学校医が事前相談のうえ、学校の実情や児童生徒等の発達段階に応じて実施してください。(大阪府)

### 児童生徒等及び保護者への説明

- ◆ (学校は【以上、府医補足】) 健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法(服装を含む。)、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。(文部科学省)

## 児童生徒等や保護者への事前説明

- （学校は【以上、府医補足】）合格者登校や入学式など保護者へ直接伝える機会や、保健だより学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性について理解を図るとともに、脱衣の必要性や配慮を含む自校の具体的な実施方法について、丁寧に説明を行い、検診の協力を促すこと。（大阪府）

## 学校健診時

- 検査・診察を行うまでの待機の際には着衣を（日医）
- 医師の聴診・視診の直前まで、脱いだ衣服を活用するなど、不必要な露出をさけること  
（大阪府）
- 着衣とは体操服や下着、あるいはタオル等といった着脱のしやすいもので身体を覆うことである（日医）
- 診察の際には診察可能な状態で（日医）
- （教育委員会および学校が【以上、府医補足】）児童生徒等や保護者へ、脱衣の必要性（疾病の見逃しの可能性等）を伝え、たうえで、「上半身脱衣」を基本としつつ、背部視診時に胸部を隠す工夫等の配慮を行いながら、実施すること（大阪府）
- 着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示する（日医）
- （学校健診時の学校の対応として【以上、府医補足】）タオルや下着、体操服等の着用を学校医が認める場合は、検診に支障がないよう、正確な位置に聴診器を当てられるよう、また、背部視診時に肩甲骨が見えるよう裾をあげる等、検診への協力を促すこと（大阪府）
- 希望する配慮の内容によっては十分な検診ができないことがある（大阪府）
- ◎ 児童生徒等に特別な配慮が必要なため、健康診断が出来ないときは、「健康診断結果のお知らせ（内科）（例文）」などを利用して、後日に学校で指定された日に健康診断を受けるか自己負担で医療機関受診などの対応をとる（府医）。

## 会場の環境整備

- すべての校種・学年で男女別に実施したり、場所や時間を考え実施するなど工夫すること  
（大阪府）
- 検診に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと（大阪府）

（※ 大阪府では「健診」を「検診」という表記にしています）

（事務局：地域医療1課 湯口・深山）

TEL：06 - 6763 - 7012 FAX：06 - 6766 - 2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp

日医発第1879号(健I)  
令和6年1月23日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会  
会長 松本 吉郎  
(公印省略)

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した  
健康診断実施のための環境整備について (通知)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、本職宛、標記に関する周知依頼がありました。

別添は、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方を通知したものです。

別紙には、検査・診察における対応の具体的な取組例、検査・診察時の服装、特に留意が必要な検査項目等が記載されております。

本件に関し文部科学省が通知を出すにあたり、本会からは「正確な健康診断ができる環境整備を学校側が担保すること、その対応に関する説明責任は学校側にあること」の2点を主張してまいりました。今回、文部科学省が示した見解は

- 検査・診察を行うまでの待機の際には着衣を
- 着衣とは体操服や下着、あるいはタオル等といった着脱のしやすいもので身体を覆うことである
- 診察の際には診察可能な状態で
- 着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示する

というものです。

つきましては、貴会におかれましても、健康診断の実施にあたり、これらの点に関して学校医と学校との共通認識が十分に図られるよう、また、都道府県医師会と都道府県教育委員会等、地域の医師会と市町村教育委員会等との連携が図られるよう、ご配慮賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

## 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断実施のための環境整備の考え方について

児童生徒等の健康診断を実施するに当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校においては、以下の考え方を参考に、円滑な健康診断実施のための環境を整備することが必要である。

### 1. 検査・診察における対応について

検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。具体的には、以下の例を参考に、各学校の施設設備の状況や実施体制等に応じて取り組む。

(具体的な取組例)

- ・男女別に検査・診察を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会う）。
- ・検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

### 2. 検査・診察時の服装について

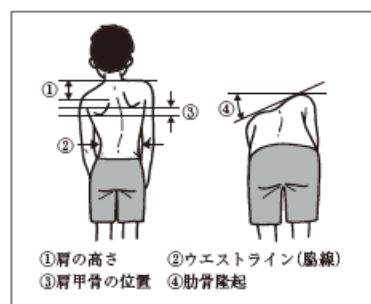
検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合があります。



脊柱に関する検査例

(「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

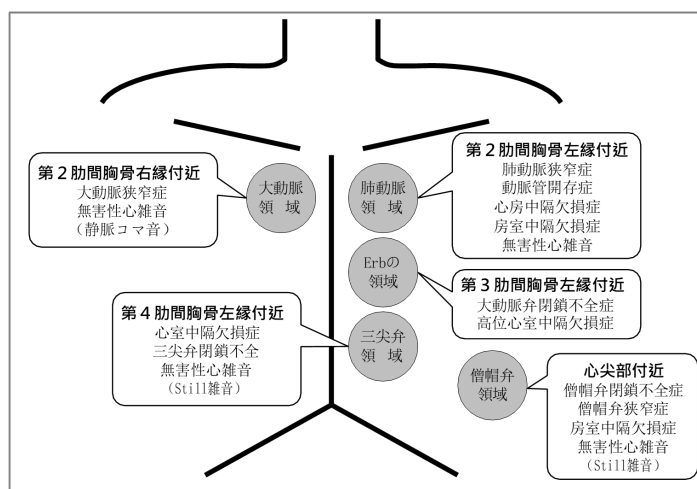
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合があります。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫(みずいぼ)や伝染性膿痂疹(とびひ)、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合があります。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合があります。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例

### **3. その他の配慮について**

特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。

また、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

### **4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について**

学校においては、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める。具体的には、健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法（服装を含む。）、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。

また、各学校における学校医との共通認識が十分に図られるよう、都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。